

令和元年第1回臨時会

長柄町議会同議録

令和元年 8月7日 開会

令和元年 8月7日 閉会

長柄町議会

令和元年長柄町議会第1回臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (8月7日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○仮議席の指定	5
○議長の選挙	5
○日程の追加	6
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○副議長の選挙	8
○議席の一部変更	11
○常任委員会委員の選任	11
○議会運営委員会委員の選任	12
○長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙	13
○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16
○同意第1号の上程、説明、採決	16
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○閉議及び閉会の宣告	24

○署名議員.....	27
------------	----

令和元年長柄町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和元年8月1日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 令和元年8月7日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	柴 田 孝 君	4 番	川 嶋 朗 敬 君
5 番	鶴 岡 喜 豊 君	6 番	池 沢 俊 雄 君
7 番	三 枝 新 一 君	8 番	山 崎 悦 功 君
9 番	本 吉 敏 子 君	10 番	星 野 一 成 君
11 番	月 岡 清 孝 君	12 番	古 坂 勇 人 君

不応招議員（なし）

令和元年長柄町議会第1回臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和元年8月7日(水曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 諸般の報告
- 追加日程第 5 副議長の選挙
- 追加日程第 6 議席の一部変更
- 追加日程第 7 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 9 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 追加日程第10 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第11 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 追加日程第13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度長柄町一般会計補正予算(第4号))
- 追加日程第14 議案第1号 契約の締結について

出席議員(12名)

1番	高橋 智恵子 君	2番	岡部 弘安 君
3番	柴田 孝 君	4番	川嶋 朗敬 君
5番	鶴岡 喜豊 君	6番	池沢 俊雄 君
7番	三枝 新一 君	8番	山崎 悦功 君

9番 本吉敏子君 10番 星野一成君
11番 月岡清孝君 12番 古坂勇人君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 清田勝利君 副町長 田中武典君
総務課長 蒔田功君 企画財政課長 白井浩君
健康福祉課長 若菜聖史君 建設環境課長 内藤文雄君
教育長 石川和之君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田孝一 議会書記 長 畠保憲
議会書記 白井雄大

開会 午後 1時30分

○事務局長（森田孝一君） 本日は、大変ご苦労さまでございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

よって、三枝新一議員に、議長席にお座りいただきます。

移動をお願いいたします。

○臨時議長（三枝新一君） ただいまご指名いただきました三枝新一でございます。

規定により、臨時議長を務めさせていただきます。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（三枝新一君） ただいまより、令和元年長柄町議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（三枝新一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席のとおりといたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（三枝新一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

議長には、星野一成君を議長に指名します。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三枝新一君） 異議なしと認め、星野一成君を議長と決定いたします。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、星野一成君、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（星野一成君） 私は、このたび議員各位のご推挙により、議長に就任することとなりました。身に余る光栄であると同時に、その職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

さて、長柄町を取り巻く環境は、少子高齢化社会に対応した医療、福祉、教育の充実、地方創生への取り組み、公民館の建て替え等、重要な政策課題が山積しております。議会の代表として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。

○臨時議長（三枝新一君） 以上で議長の選挙を終わります。

以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたします。

ここで、暫時休憩とします。再開は1時40分といたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時40分

○議長（星野一成君） 休憩前に続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（星野一成君） 議事日程の追加をしたいと思います。

ただいま、事務局より配付された日程を追加することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

これより、議事を進行いたします。

◎議席の指定

○議長（星野一成君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一成君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

1番 高 橋 智恵子 君

2番 岡 部 弘 安 君

をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（星野一成君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期を、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

本日の議長の出席要求に対する出席者は、印刷してお配りしてあるとおりでございます。

◎副議長の選挙

○議長（星野一成君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

ここで、立候補されます山崎悦功君並びに三枝新一君に所信表明をお願いいたします。

山崎議員からお願いいたします。

○8番（山崎悦功君） 山崎でございます。現在のところ、2期約5年間を経ちまして、3期目に入らせていただきました。まずは、この約5年間を糧としまして、今回、副議長選に立候補いたしました。

まず、副議長の立場といたしましては、議長を補佐する、これがまず第1の条件であると思っています。そして、皆様一人一人のご協力をいただき、議長を補佐していきたいと思っております。

また議会改革等で、今、議会の基本条例も策定しようとしているところでございますけれども、これをまた踏まえながら、町民の皆様に議会をよく見ていただけるような、そういう開かれた議会の方にも、皆さんと話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

また、先ほど議長からありましたが、今後、町の方から公民館建設という案件が提示されてくると思っております。これも、議会といたしまして、町と一生懸命に話し合いを重ねながら、できれば良い方向に持っていきたいと、私個人では思っております。

以上のことを踏まえまして、皆様にはよろしくお願いをしたいと思います。

一応、簡単ではございますが、私が副議長に立候補することに対しての所信を述べさせて

いただきました。

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 続きまして、三枝議員お願いします。

○7番（三枝新一君） 改めまして、傍聴の皆様、猛暑の中おいでいただきありがとうございます。

近年、今までにない事故、事件が多発しております。7月18日、京都アニメーション放火事件。スタジオにガソリンをまき、放火し、7月29日現在、死者35人、重軽傷者24人が被害を受けました。放火事件としては、平成期以降、最多の死者数とのことであります。死亡された方々の冥福をお祈りし、負傷された方々の早期回復を願ってやみません。

私は一期4年、町政に携わってきましたが、本町の直面する諸問題は山積されています。その中でも、人口減少問題は深刻で、待ったがきかない状態ではないでしょうか。

私は、新議員の2015年に、町の人口は7,400人強おりました。4年後の2019年4月現在6,978人と、4年間で約400人も減少しております。

行政は、地方創生交付金等を活用し、産学官の包括連携による大学連携型生涯活躍のまちに取り組んでいますが、目に見える結果が乏しいと思います。いま一度、スピード感を持って事業推進に向かってもらえたらと考えております。

また、リンクしますが、少子高齢化も深刻な問題ではないでしょうか。過去5年間、平成26年から30年までの出生数の平均が27人強、特に30年では19人と減少しています。なお、高齢化問題については、本年4月現在、60歳以上の人口割合が48%ですが、5年後には50%を超え、超高齢化社会が目に見えているのが現在でございます。早急に何らかの対応が必要と考えます。

その他、諸問題を抱える本町ですが、星野議長を支える議会運営の手助けはもちろんのこと、微力ながら諸問題の解決に全力投球の覚悟でございます。三人寄れば文殊の知恵という昔のことわざがあります。行政、住民、議会が力を合わせ、知恵を出し合えば、良い結果が出ると確信いたしております。

何とぞ三枝にご支援賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上で所信表明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（星野一成君） ありがとうございます。

議場の入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（星野一成君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、柴田孝君、4番、川嶋朗敬君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（星野一成君） あらかじめ申し上げます。

投票は単記無記名で行われます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野一成君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（星野一成君） 異常なしと認めます。

それでは、1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（星野一成君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 投票漏れなしと認めます。それでは、投票を終わりにいたします。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（星野一成君） ただいまより、開票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票の内訳は、山崎悦功君7票、三枝新一君5票。

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、山崎悦功君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました山崎悦功君に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、山崎悦功君、副議長就任の挨拶をお願いします。

○副議長（山崎悦功君） 皆様、どうもありがとうございました。皆様のご支援をいただきまして、副議長に就任することができました。

先ほど述べましたように、長柄町の活性化のために、議長ともども一生懸命に頑張っております。よろしくどうぞお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（星野一成君） ここで、暫時休憩とします。再開は2時5分とします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長（星野一成君） 休憩前に続き会議を開きます。

◎議席の一部変更

○議長（星野一成君） 日程第6、議席の一部変更を議題といたします。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。変更した議席は、お手元に配付いたしました変更議席表のとおりです。

◎常任委員会委員の選任

○議長（星野一成君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

これより指名します。

総務事業常任委員会委員に、古坂勇人君、山崎悦功君、池沢俊雄君、鶴岡喜豊君、柴田孝君、岡部弘安君、以上6名。

住民教育常任委員会委員に、月岡清孝君、星野一成君、本吉敏子君、三枝新一君、川嶋朗敬君、高橋智恵子君、以上6名。

ただいま指名した皆さんを、各常任委員会委員に選任することと決定します。

引き続き、各常任委員会委員長及び副委員長の選任を求めます。

選任方法は委員会条例第8条第2項の規定により、各委員会において互選願います。

ここで、暫時休憩とします。再開は14時40分とします。よろしくお願ひします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時40分

○議長（星野一成君） 休憩前に続き会議を開きます。

各常任委員会委員長、副委員長が決定しましたので報告いたします。

総務事業常任委員会委員長、池沢俊雄君。住民教育常任委員会委員長、三枝新一君。

次に、副委員長を申し上げます。

総務事業常任委員会副委員長、柴田孝君。住民教育常任委員会副委員長、川嶋朗敬君。

以上のとおり決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（星野一成君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

これより指名します。

議会運営委員会委員に、池沢俊雄君、三枝新一君、柴田孝君、川嶋朗敬君、岡部弘安君、本吉敏子君、以上6名。ただいま指名した皆さんを、議会運営委員会委員に選任することと決定します。

引き続き、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を求めます。

選任方法は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選願います。

ここで、暫時休憩とします。再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時02分

○議長（星野一成君） 休憩前に続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長、副委員長が決定しましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長、本吉敏子君、議会運営委員会副委員長、岡部弘安君。

以上のとおり決定しました。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（星野一成君） 日程第9、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

ここで、立候補されます古坂勇人君並びに鶴岡喜豊君に所信表明を願います。

古坂議員からお願いします。

○12番（古坂勇人君） 私は、古坂勇人でございます。

私は、十数年にわたりの議員経験を生かし、広域の方に臨みたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 続きまして、鶴岡議員お願いいたします。

○5番（鶴岡喜豊君） 長生郡市広域市町村組合議会議員に立候補いたしました鶴岡です。

私は、前回の町議会議員選挙で、行政経験を活かし町民のために役立てていきたいと訴え、長生郡市の広域市町村組合の議員に立候補した際の所信表明では、用途制を採用している水道料金では水道料金に不平等が生じると。例えばとして、針東と針西の同じ集会場でも水道料金が違うと、新しい議員の皆さんは知らないと思いますが、私は説明をさせていただきました。そして、9月の第3回定例議会で用途制の廃止の一般質問をし、水道部長に同じ料金にすると約束をしていただき、今は針東と針西は同じ料金になっていると思います。

しかし、今の料金は給水条例の用途に当てはまらない用途になっていると私は考えています。同じ料金ならよいというものではありません。長生広域の議員になり、水道に関しては用途制の廃止、今回の政策で上げました納付金の値下げ、他にも0㎡の問題、30㎡の減免の問題、臨時メーターの水道料金徴収の問題、消防に関しては新庁舎の建設、田中管理者がちょっとつぶやきました分遣所の統廃合の問題、長生病院ではB棟の問題、ベッドの稼働率の問題、そして最後に長柄町にとって大きな問題でありますごみ最終処理場の問題があります。全てできるとは考えていませんが、いろいろな問題の一つでも、誰かが一石投げなければ行政は動かないと、私は経験上知っております。令和の時代になったのに、いつまでも合併当時の昭和55年の体制のままでは、行政を動かせません。長生広域に勤務し、特に水道業務に熟知している鶴岡喜豊を、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） ありがとうございます。

議場の入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（星野一成君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、柴田孝君、4番、川嶋朗敬君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（星野一成君） あらかじめ申し上げます。

投票は単記無記名で行います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（星野一成君） 異常なしと認めます。

それでは、1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（星野一成君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野一成君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち合いをお願いします。

〔開票〕

○議長（星野一成君） ただいまより、開票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票の内訳は、古坂勇人君4票、鶴岡喜豊君8票。

以上のとおりでした。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、鶴岡喜豊君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（星野一成君） ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました鶴岡喜豊君に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、鶴岡喜豊君、就任の挨拶をお願いします。

○5番（鶴岡喜豊君） ご支持をいただきました皆さん、どうもありがとうございました。

所信表明の中で、私がお話ししました一つでも実行できるように、長柄町のため、今度は長生郡市の町民・住民・市民ですか、長生郡市のために頑張っていきたいと思っております、一つでも実行できますよう、また皆様のご協力をお願いしたいと思います。

まとまりませんが、お礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星野一成君） ありがとうございます。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（星野一成君） 日程第10、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

議長より指名いたします。

月岡清孝君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議ないものと認め、月岡清孝君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員と決定いたします。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、月岡清孝君、就任の挨拶をお願いします。

○11番（月岡清孝君） ただいま、皆さんの選任により千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に選任されました月岡でございます。

いかんせん私も、こちらのほう、初めてでございます。前任者の川嶋朗敬議員のご指導をいただきながら、長柄町の代表として一生懸命務めてまいりたいと思います。

皆さん、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（星野一成君） ありがとうございます。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第11、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高橋智恵子君の退場を求めます。

〔1番 高橋智恵子君退場〕

○議長（星野一成君） 提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

町の監査委員は、地方自治法第195条の規定に基づき、2名の監査委員により毎月の出納検査及び定期監査、決算監査等を行い、財務の管理執行につきまして監督をお願いしているところであります。

このたび、議会議員の改選に伴い、地方自治法第196条の規定により、議会議員の中から1名を監査委員に選任するものであります。

ご提案申し上げます。高橋智恵子氏は、自ら事業を経営するなど財務に精通し、人格は円満で、実直かつ公平な方でございますので、監査委員として適任と認め選任するものでございます。

どうか、議員の皆様方におかれましては、ご同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） お諮りします。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

高橋智恵子君の入場を認めます。

〔1番 高橋智恵子君入場〕

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

本案は、本年6月に改正選挙執行経費基準法が施行され、第25回参議院通常選挙から、投票管理者、投票立会人及び開票管理者、開票立会人などの報酬単価が見直され、それぞれ100円から200円引き上げられたことに伴い、改正したものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第13、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長柄町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第2号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、ご報告申し上げます。

本件は、幼児教育・保育無償化に係る例規整備情報提供サービス業務及びこども園遊戯室の下がり壁修繕工事に係る補正であります。

その経費は、速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、7月1日付で専決処分をいたしました。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 承認第2号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ108万2,000円を追加し、補正後の予算総額を36億4,728万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、幼児教育・保育無償化に係る例規整備情報提供サービス業務及びこども園遊戯室の下がり壁修繕工事に伴う経費の補正でございます。

初めに、幼児教育・保育無償化に係る例規整備情報提供サービス業務につきましては、本年10月からの幼児教育無償化に際し、全国一斉に例規整備の必要が生じたため、国の補助金のもと例規を整備するものでございます。また、無償化がこの秋に行われることから時間的余裕が極めて少ないため、当該事務に係る費用を補正したものでございます。

次に、こども園遊戯室の下がり壁修繕工事につきましては、遊戯室内のステージ上部の下がり壁の前面上部が天井部から離脱し、壁の落下が危惧される状況となり、園児の安全確保

及び保育環境の早期回復を図るため、修繕工事費用を補正したものでございます。

それでは、補正予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

初めに、3款2項4目こども園費、13節委託料43万2,000円は、幼児教育・保育無償化に関する例規整備情報提供サービス業務に係る経費です。

その下、15節工事請負費65万円は、遊戯室下がり壁の修繕工事費用です。

続きまして歳入ですが、8ページ、9ページをお開きください。

16款2項2目2節児童福祉費補助金43万2,000円は、歳出での幼児教育・保育無償化に係る例規整備情報提供サービス業務に対する充当財源でございます。

20款1項1目1節前年度繰越金65万円は、遊戯室下がり壁修繕工事へ充当いたしました。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 本案に対する質疑を行います。

4番、川嶋朗敬君。

○4番（川嶋朗敬君） 私の方から、1点お聞きます。

3款2項4目15節工事請負費、こども園のその遊戯場の下がり壁が落下するというところで、緊急に工事がされたことについては、非常に良かったのかというように思います。と同時に、お昼寝をする場所でもありますので、昼寝中に事故がなくて大変良かったのかなというように思っています。

ただ、あそこの遊戯場の前の廊下が、以前、雨漏りが出ました。今回は、落下物が特に遊戯、お昼寝する場所にあったということで、これは続いていますけれども、先ほど聞いたところによると10周年ということで、10年、建設から経っているということですが、10年でこんなに頻繁に事故が、工事が起きるようなことになっている、この原因というのは何なのか、これをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まず、今の議員のおっしゃられました雨漏りの関係と今回の遊戯室の関係、こちらは担当課の方でも関係があるのではないかと、そういう見立ての中で現地の方に入ったんですけども、それは全く別のものということで、雨漏りに関しましては、上部陸屋根部分を原

因とすると思われるところからの漏れというところで、それについては非常に早い段階からなったということで、残念なことというところでございます。

今回のご質問の中で落下物ということでしたけれども、正確には、壁の落下が危惧される状況を6月6日に発見したというところで、落下とかいう状況ではなく、口が開いてしまっていたというような状況が見受けられたというところでございます。ご質問の中にもございましたように、お昼寝などの部屋の利用を毎日行っているということから、6月6日以降は全てそのあたりを使用中止いたしまして、各諸室での対応といたしたところでございます。

その下がり壁の施工の関係ですけれども、いわゆる上からつり下げるような形のスタッド仕様という、これはごく一般的な施工方法なんですけれども、いわゆる上の部分のはりの側面などにランナーという軽量鉄骨の横部材を設置して、そこにスタッドという縦部材をつり下げると、はめ込むというような内容の軽量鉄骨を差し込む形の工法でございます。仕上げとして石こうボードなどを壁面に打ちつけるというような内容のものでございまして、今回のこの修繕に至った内容といたしましては、実際にはそこのはめ込む形のものが完全でなかったというようなことが想定されるというところでございます。

そもそも、この工法につきましては非常に工期の短縮が図れるとか、コストの縮減ができるというようなことから、本当に軽い部材の、本来であれば木の部材を壁のような形にして、そこにボードのようなものを張りつけるというのが従来のやり方なんですけれども、今は軽量鉄骨ということで、軽鉄が非常に軽いもので、しかもぶれない、ゆがみがないということから、最近、非常に主流として使われているというような内容というふうに聞いております。

いずれにいたしましても、部材が外れそうだというような状況になったということで、当時の施工の不良等が考えられるというところで、そのようなことがないようにということで、今回改めて、補強等をいたした次第でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬君。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。私が恐れて心配しているのは、10年前に建てられたものがここに来て、たしか土曜日に地震が起きましたよね。震度4かな、ものすごい地震が起きたと思います。地震が起きると、ああいう軽量鉄骨ものの石こうボードは、ずれて落ちる可能性があると思います。事故がなくて大変良かったなというのは、一安心です。

ただ、私が心配しているのは、この補正が、専決処分はいけないとかそういうことを言っているわけじゃなくて、今後やはり10年経ってまた事故が起きないようにすべきじゃないん

ですかと、点検してですね。ですから、その部分の修正だけじゃなくて、そういうところまで一緒になって、きめ細やかに見たほうがいいのかと、それを私はお願いしたのが1点。

原因は、どこにあるかわかりません。わかりませんが、原因がまた同じことが続いてしまうと、やはり大きな事故のもとになってしまいますので、今の内容の設計の説明はよくわかりました。そうならないように、ひとつ十分に点検の方をしてもらいたい。それだけです。

以上です。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まさにご指摘のとおりでございます。今回の修繕工事によりまして、新たなビス止めとか壁材の軽量化などを図りました。これに伴って、重さとか、そういうことで地震などによって落下等が起こらないようにという対策をとりましたので、一定の対策がとれているというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長柄町一般会計補正予算（第4号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第14、議案第1号 契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

清田町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本事業は、平成30年度より、国土交通省からの社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業で、昨年に引き続き実施するものであります。

事業内容につきましては、実施計画及び町公営住宅等長寿命化計画に基づき、日吉団地、鵜谷住宅の経年劣化した屋根及び外壁の再塗装を実施するものであります。

鵜谷住宅は全体で30棟あり、昨年度に15棟を実施し、本年度は13棟について再塗装を行うものであります。

事業の実施に当たり、去る7月24日に一般競争入札を執行したところ、5,380万1,000円で、茂原市国府関1520番地1、株式会社サンエイロテック、代表取締役白鳥和重氏が落札、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例」第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、池沢俊雄君。

○6番（池沢俊雄君） 池沢でございます。

契約の方法なんですけれども、一般競争入札ということでございますけれども、これは制限が付いているのか、付いていないのかということでもまず1点。

それと、この一般競争入札に何者が参加されたのか、応札があったのか、お聞きしたいと思えます。

よろしくお願いたします。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、お答えいたします。

まず1点目の、入札の形式ですけれども、制限つき一般競争入札でございます。制限の内容は、千葉県内に本店を有する会社で、工種・塗装工事におけるランクB以上ということで

ございます。

応札した業者は2者でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ありませんか。

9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 先ほど、実施計画の中で30棟のうち去年は15棟、また、今年は13棟ということなんですけれども、じゃ、2棟というのはカビとかなんかひどくてできないというような、入っていないというような状況でしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

昨年度、15棟実施いたしまして、今回の入札で13棟について入札を発注いたしました。

これにつきましては、町長の提案理由のとおり、社会資本総合整備交付金を活用しておりますので、その交付金の範囲内で事業を進めておりますので、これからも引き続き県のほうに要望して、なるべく事業の推進を図りたいと考えております。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野一成君） 質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会とすることに決定しました。

お諮りします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理について、議長に一任願いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、令和元年長柄町議会第1回臨時会を閉会とします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時40分